**教材５「江戸時代のパスポート」**

**単元：幕藩社会の構造（村と百姓）／化政文化（民主文化の成熟）**

**キーワード：往来手形　寺請制度　寺社参詣**

**【資料】**

一

　　　越前丹生郡 ①

　　　　　　　　三左衛門妻

右の者代々浄土真宗高田流にて拙寺に紛れ御座なく御座候。此度信州善光寺へ参詣のためまかり出て、これより諸国御関所相違なく御通し下さるべく候。万一にても病死致し候はば、其所の御作法に御取隠し②下さるべく候。国元へ御通達に及ばず申し候、後日のため寺請一札の如し。

　安政四巳七月日　同国坂井郡　黒目村称名寺（印）

　　諸国御関所　宿々村々御役人中

（松田三左衛門家文書「寺請一札之事（南菅生浦三左衛門妻、善光寺参詣）」）

注　①南菅生浦…現在の福井県福井市南菅生町  
　　②御取隠し…ここでは死者を葬ること

**資料からの問い**

問１　**【資料】**中の「三左衛門妻」の宗派は何か？

問２　この人物はどこに旅行しようとしているのか？

問３　旅行者が旅先で亡くなった場合について、どのように書かれているか？

問４　この資料の表題は「寺請一札之事」と書かれているが、旅行することと寺がなぜ関係あるのだろうか？

**解答例**

問１　浄土真宗高田派

問２　信州善光寺

問３　「旅先で亡くなった時はその地の作法で葬ってもらうこと」「その場合は国元へ連絡をしなくてもよいこと」が書かれている。

※亡くなった後のことまで書かれているのは、当時の旅は長旅であり、旅行者が旅先で死ぬことも少なくなかったからである。

問４　が発行する寺請証文（この場合は**【資料】**のような往来手形）が旅行の際の身分証明の役割を果たしたため。

※当時の人々はいずれかの檀那寺に登録されており、檀那寺は、人々の結婚や転居、旅行などの際に寺請証文を発行した。

**この資料から学んでほしいこと**

・江戸時代にはお蔭参りの流行など、寺社参詣が庶民のあこがれであった。しかし、旅に出るには許可が必要であり、旅行者が道中で死ぬことも珍しくなかったことを理解させたい。

・当時の旅行の際には檀那寺が発行する寺請証文（往来手形）が必要であったこと。また手形には旅行者の氏名・居住地・檀那寺のほか、旅の目的などが記され、身分証明書（現在でいうところのパスポート）として利用されたことを理解させたい。

**アーカイブズガイドはこちら！**

**「**[**往来手形（江戸時代のパスポート）**](https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/file/614197.pdf)**」**



**さらに深める**

檀那寺が発給した寺請証文の例としては、「往来手形」以外にも、引越しの際に発行した「寺送り状」とよばれるものがある。これは当人が住んでいた地域の寺から移動する地域の寺へ、当人の情報を送るために発行されたものである。現在でいうところの「移動証明」の事務であるが、江戸時代には寺院がその権限をもっていたことに特色がある。詳しくは**アーカイブズガイド**「[**寺送り状（江戸時代の移動証明書）**](https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/file/615716.pdf)」で紹介している。



加藤竹雄家文書「寺送り状之事（加藤理右衛門弟敦賀へ養子に参るニ付） 」

ふくいのアーカイブズを活用した教材集

令和６年３月22日公開

問合せ先：福井県文書館　学校連携担当

E-mail：bunshokan@pref.fukui.lg.jp